

## JAL 不当解雇撤回訴訟の最高裁不当決定に抗議し、 争議の自主的・全面的解決を求める決議

1 最高裁第二小法廷（裁判長鬼丸かおる、千葉勝美、小貫芳信、山本庸幸）は、JAL 不当解雇撤回・客乗訴訟につき、2015年2月4日付で、同第一小法（裁判長金築誠志、櫻井龍子、白木勇、山浦善樹、池上政幸）は、同乗員訴訟につき、同月5日付で、いずれも、労働者側の上告及び上告受理申立を退ける不当な決定を行った。

一審東京地裁及び二審東京高裁は、双方とも本件解雇を有効とする不当な判決を下していた。これら判決は、使用者である JAL 側が解雇時点での余剰人員数を立証していない、解雇を回避する有効な手段がいくつもありながらそれが何ら履行されていない、病気休職者や年齢の高い者が解雇されている、協議交渉の過程で支配介入の不当労働行為が行われた、会社が一貫して敵視してきた労働組合の組合員や組合活動の中心を担ってきた者が狙い撃ちで解雇されているなどの事実がありながら、公的資金の導入を伴った大型会社更生事件であるとの本件事案の特殊性を過度に重視して、整理解雇を有効とした不当なものであり、整理解雇法理、信義則、不当労働行為に関する法令解釈について重大な誤り、及び、労働権を保障する憲法の解釈の誤り等、見逃すことのできない多数の判断の誤りが含まれていた。また本件は会社更生手続下の整理解雇の効力が問われた初めてのケースとして、司法関係者・労働界・学会・言論界からも大きな関心が寄せられていた。

2 最高裁は、慎重な審理によってこれらの問題点を洗い出したうえで、高裁の結論を見直すこと、即ち会社更生計画遂行やそれによる企業収益確保の利益が優先されるのではなく、労働者の生活や権利を保護する労働法理が公正に適用されることが期待されていた。ところが最高裁は、こうした期待に反しただけではなく、上告人側の上告理由書や上告受理申立理由書が到達してからわずか4か月足らずで、実質的な審理を何ら行うことなく、上告棄却・上告不受理という結論ありきの不当な決定を行った。司法の役割を放棄する暴挙であり、自由法曹団として、断固として抗議するものである。最高裁のこのような姿勢は、労働者の生活と権利を軽視し、企業利益最優先の政府・財界の立場を一方向的に擁護するものと言わざるを得ず、強く批判されなければならない。

3 解雇の効力についての裁判は終結したが、裁判所の判断は上記のとおり著しく不当なものである。加えて、JALは、本件整理解雇以降、大幅な人員不足に陥り、客室乗務員については、解雇後今日までに2000名を超える人員を新規に採用する事態となっている。運航乗務員についても、100人規模の人材の流出が相次ぎ、大幅な乗員不足に陥っている。それにもかかわらず、JALは解雇した客室乗務員・運航乗務員を職場復帰させようとしていない。ILOは、組合活動家が解雇されていること、争議権確立に対して介入了行為がなされたこと、解雇後の人員不足・大量採用にもかかわらず被解雇者の職場復帰がなされていないこと等の不公正に着目し、本件の適切妥当な解決への努力を政府とJALに求めている。安全運航を確保する観点からも、ベテランの客室乗務員及び運航乗務員の早期職場復帰が求められている。

自由法曹団は、本件の自主的・全面的な解決を求める争議団の取り組みを引き続き総力を挙げて支援するとともに、政府に対し、被解雇者の職場復帰のための労使協議実施への努力を求め、JALに対し、本件の早期全面的解決の要求に真摯に応じるよう求めるものである。

2015年2月21日

自由法曹団・奈良拡大常任幹事会